

災害時の登下校について

岐阜市に暴風警報が発表された場合や東海地方に地震の警戒宣言が発表された場合の休校等の取扱いは次のとおりとする。

1 特別警報、暴風警報、地震の警戒宣言（以下「警報等」という。）が発表された場合は休校とする。

2 警報等が解除された場合の取扱いは次のとおりとする。

（１）登校前

- ① 午前 7 時までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- ② 午前 7 時から午前 11 時までに警報が解除された場合は、午後 1 時 30 分から（臨地実習は午後 1 時）当日の授業を始める。ただし、午前 11 時までに警報等が解除されない場合は、当日の授業は行わない。
- ③ その他、学校からの連絡は G-mail、ホームページ等で連絡するため確認すること。

（２）登校後

- ① 警報等発表時に、気象状況、道路、交通機関の状況を確認して、安全に帰宅できると判断した場合は下校させる。
- ② 危険が予想される場合は、ただちに安全な場所へ避難させる。
- ③ その他、危険が予想される場合は、学校長の指示に従う。
- ④ 警報等の発表以前であっても、翌日以降の登校時に明らかに危険が予想される場合は、学校長が事前に休校等の通知を行う場合がある。
- ⑤ 岐阜市に警報等が発表されていない場合であっても、学生の居住地において警報等が発表されている場合は、登下校の安全を確保するため、出席停止等の取扱いとする。
- ⑥ 学生へのお知らせは毎日必ずチェックする。